利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画【概要版】

基本計画の位置付けと目的

人口減少による担い手不足やICTの進展などにより、本町の 中小企業等の事業活動を取り巻く環境は厳しさを増しております。 このような大きく変化する社会情勢に対応するため、 利府町中小 企業・小規模企業者振興基本計画を策定し、中小企業等の持続的 な発展のため、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ものです。

計画の策定にあたって、令和2年(2020)3月に制定された利府 町中小企業・小規模企業者振興基本条例に基づき、基本理念や基 本的施策を設定しました。

利府町総合計画 令和3(2021)年度~令和12(2030)年度 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例 令和2年(2020)年3月制定

利府町中小企業·小規模企業者振興基本計画

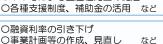
令和3(2021)年度~令和7年(2025)年度

計画の推進体制及び役割

計画の体系

条例に示した8つの基本的施策ごとに、町内中小企業・小規模企業者へのアンケート調査結果や統計 資料等により、課題を抽出し、各種施策を展開します。





○異業種間交流の事業体制の構築 ○事業者間提携による新事業の創出など

○販路開拓に向けた専門家の派遣 など

など

など

など

〇自社商品の積極的なPR

本計画の推進にあたっては、基本条例に基づき、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体と連携を図りながら推進します。

○各種役割及び連携体制 中小企業 • 小規模企業者振興団体 金融機関 ◆中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に取り ◆中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮 組み、町が実施する施策に協力 するとともに、町が実施する施策に協力 中小企業 • 小規模企業者 ●自主的な経営の改善及び向上を図る 町民 相互に連携 ◆地域社会との調和を図り、安心して暮らし ◆中小企業・小規模企業者の役割 やすい地域社会の実現に貢献 を理解し、健全な発展に協力 ●町が実施する施策に協力 大企業者 ◆地域活性化に努め、町が実施する施策に協力 ◆中小企業・小規模企業者への重要な存在であることの ◆中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総 認識及び連携・協力 合的かつ計画的に推進 ●町内物品の積極的な取り扱い及び町内で提供するサ ◆積極的に施策を推進する取組に関する情報を発信 ビス等を積極的に利用

〇中小企業 • 小規模企業者振興懇話会 町内事業者、商工会、金融機関、行政機関等で構成し、 各主体の意見を広く反映する 振興のための各主体の指針となる基本計画の作成 □ 基本的施策を基に課題・対策を抽出 □ 5年ごとに基本計画の見直し、変更 □ 意見交換 □ PDCAサイクルによる施策の効果を検証し、改善 計画の策定 PLAN 計画の実行 改善 評 侕